

消費税率の引上げに伴う有料職業紹介事業の 手数料の最高額の改定について

1. 現行の手数料の状況について

平成26年4月1日より消費税率が8%に引き上げられることに伴い、上限制手数料を採用している有料職業紹介事業所においては、消費税込みの手数料の上限が据え置かれた場合、事業の遂行に必要な物品・サービスに係る消費税率引上げ分が紹介所の負担増となるため、求人者・求職者へのサービスの低下や紹介機能への影響が生じることも予想される。このため、消費税率の引上げに伴い、紹介所への負担増が起きぬよう、手数料の最高額を引き上げる必要がある。

手数料の変遷

| | | S55年 6月～ | S61年 7月～ | H元年4月～ (消費税3%導入) | H9年4月～ (消費税5%に引き上げ) |
|---|-------------|---|-------------|--|---|
| 受付 手数料 | 求人者 (1件) | 400円 | 500円 | 540円 | <課税事業者> 670円 <免税事業者> 650円 |
| | 求職者 (1件) | 400円 | 500円 | 540円 | <課税事業者> 670円 <免税事業者> 650円 |
| (求人者・ 紹介者・ 手数料 求職者 上から 限額 徴収) | 金額 | 賃金の10% | | 賃金の10.1% ※求職者から徴収する手数料については 一定の職業に係る求職者であれば徴収可 | <課税事業者> 賃金の10.5% <免税事業者> 賃金の10.2% ※求職者から徴収する手数料については 一定の職業に係る求職者であれば徴収可 |
| | 徴収期間 | 6ヶ月 | | | |
| | 備考 | ※求人者から徴収する手数料については、期間の定めのない 雇用契約に基づき6ヶ月を超えて雇用された場合は、①、②の うちいずれか大きい額 ①6ヶ月の賃金の10.1% ②臨時の賃金等を除く場合は6ヶ月の賃金から臨時に支払わ れる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除い た額の13.6% | | | ※求人者から徴収する手数料については、期間の定めのない雇用契約に 基づき6ヶ月を超えて雇用された場合は、①、②のうちいずれか大きい額 <課税事業者> ①6ヶ月の賃金の10.5% ②臨時の賃金等を除く場合は6ヶ月の賃金から臨時に支払われる賃金及び 3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の14.2% <免税事業者> ①6ヶ月の賃金の10.2% ②臨時の賃金等を除く場合は6ヶ月の賃金から臨時に支払われる賃金及び 3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の13.7% |

2. 現行の手数料の考え方①

(1) 求人者から徴収する手数料

① 届出不要の手数料(上限制)

ア 求人受付手数料

1件につき670円以下の手数料の徴収が可能。(免税事業者は1件につき650円以下)

イ 職業紹介手数料

紹介した労働者の6ヶ月の賃金の10.5%以下の手数料の徴収が可能。(免税事業者は10.2%以下)

※ 無期雇用契約に基づき同一の者に引き続き6ヶ月を超えて雇用された場合にあっては、次の①及び②のうちいずれか大きい額

① 6ヶ月間の支払われた賃金の10.5%以下(免税事業者は10.2%以下)

② 6ヶ月間に支払われた賃金額から、臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の14.2%以下(免税事業者は13.7%以下)

② 届出制手数料

①以外の手数料を徴収する場合は、手数料の種類、額等を定めた手数料表を厚生労働大臣に届け出た上で徴収が可能。

※ ただし、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものである場合及び手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められる場合には、厚生労働大臣は変更を命ずることができる。

2. 現行の手数料の考え方②

(2) 求職者から徴収する手数料

① 求職受付手数料

原則として徴収禁止。

ただし、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から、670円以下の手数料(1ヶ月3回まで)のみ徴収可能。(免税事業者は1件につき650円以下)

② 職業紹介手数料

原則として徴収禁止。

ただし、以下の職業に係る求職者から、6ヶ月の賃金の10.5%以下の手数料の徴収のみ可能。

(免税事業主は10.2%以下)

- ・ 芸能家・モデル
- ・ 年収700万円超の経営管理者・科学技術者・熟練技能者

(3) 課税事業者と免税事業者で取扱いが異なる理由

平成9年の消費税5%への引上げ時より、免税事業者と課税事業者で取扱いが分けられ、手数料上限額が異なっている。

免税事業者は、事業の遂行に必要とされる商品等の消費税率引上げに伴う価格上昇分(仕入れ割合にかかる価格上昇分)のみを考慮した引上げ幅になっている。これは、仕入れ等に係る消費税の負担増分を手数料に上乗せすることで、事業者の負担増を避けるためである。

一方、課税事業者はそれに加え、自らが納付すべき消費税額分を考慮し、手数料額に適正に転嫁する必要があることから、手数料の上限額に違いが生じている。

3. 今回の引上げにおける対応案①

○ 前回(平成9年時)の消費税の引上げ時と同じ考え方により措置

<上限制職業紹介手数料について(※)>

| 消費税導入前 | 消費税率5%(現行) | 消費税率8% (平成26年4月以降) | 消費税率10% (平成27年10月以降) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|--|--------------|--------|--------------|-------|---|-------|---|--------------|--------|--------------|-------|---|-------|---|--------------|--------|--------------|-------|-----|-------|
| <p>事業者の売り上げ (=手数料)</p> <table border="1"> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=10.0% (基本となる手数料徴収率)</p> | 仕入れ | 仕入れ以外 | <p>(売上1千万円以下) 免税事業者</p> <table border="1"> <tr> <td>0.2%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入れに係る消費税転嫁分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=10.2%</p> <p>売上における仕入れ部分にのみ消費税増税分の影響があり、その適正な転嫁ができるよう上限手数料率を設定</p> | 0.2% | | 仕入れに係る消費税転嫁分 | | 仕入れ | 仕入れ以外 | <table border="1"> <tr> <td>0.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入れに係る消費税転嫁分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=10.3%</p> <p>5%への引上げ時と同様の考え方で措置</p> | 0.3% | | 仕入れに係る消費税転嫁分 | | 仕入れ | 仕入れ以外 | <table border="1"> <tr> <td>0.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入れに係る消費税転嫁分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=10.3%</p> <p>5%への引上げ時と同様の考え方で措置</p> | 0.3% | | 仕入れに係る消費税転嫁分 | | 仕入れ | 仕入れ以外 |
| | 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れに係る消費税転嫁分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れに係る消費税転嫁分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れに係る消費税転嫁分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>課税事業者</p> <table border="1"> <tr> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>仕入れに係る消費税転嫁分</td> <td>納税額相当分</td> </tr> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=10.5%</p> <p>売上額全体に消費税増税分の影響が出るため、その適正な転嫁ができるよう上限手数料率を設定</p> | 0.2% | 0.3% | 仕入れに係る消費税転嫁分 | 納税額相当分 | 仕入れ | 仕入れ以外 | <table border="1"> <tr> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>仕入れに係る消費税転嫁分</td> <td>納税額相当分</td> </tr> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=10.8%</p> <p>5%への引上げ時と同様の考え方で措置</p> | 0.3% | 0.5% | 仕入れに係る消費税転嫁分 | 納税額相当分 | 仕入れ | 仕入れ以外 | <table border="1"> <tr> <td>0.3%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>仕入れに係る消費税転嫁分</td> <td>納税額相当分</td> </tr> <tr> <td>仕入れ</td> <td>仕入れ以外</td> </tr> </table> <p>手数料の徴収率=11.0%</p> <p>5%への引上げ時と同様の考え方で措置</p> | 0.3% | 0.7% | 仕入れに係る消費税転嫁分 | 納税額相当分 | 仕入れ | 仕入れ以外 | | |
| 0.2% | 0.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れに係る消費税転嫁分 | 納税額相当分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.3% | 0.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れに係る消費税転嫁分 | 納税額相当分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.3% | 0.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れに係る消費税転嫁分 | 納税額相当分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕入れ | 仕入れ以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 受付手数料、支払われた賃金額から臨時又は3か月を超える期間ごとに支払われる賃金額を除いた額に係る手数料率も同様の考え方により措置する。

3. 今回の引上げにおける対応案②

○ 前回(平成9年時)の消費税の引上げ時と同じ考え方により措置

<課税事業者の手数料率について>

基本となる手数料率(10%、13.465%)・手数料額(642.2円)に1.08を乗じて計算

改定後の上限制紹介手数料率 10.8% (10%×1.08)

上限制紹介手数料率(臨時賃金除く場合) 14.5% (13.465%×1.08)

受付手数料 690円 (642.2円×1.08, ※1)

<免税事業者の手数料率について>

基本となる手数料率(10%、13.465%)・手数料額(642.2円)に、「税率引上げ後における仕入れに係る消費税による免税事業所の負担増割合(※2)」(2.56%)を乗じて計算

改定後の上限制紹介手数料率 10.3% (10%×1.0256)

上限制紹介手数料率(臨時賃金除く場合) 13.8% (13.465%×1.0256)

受付手数料 660円 (642.2円×1.0256, ※1)

※1 平成9年時と同様、10円未満の端数は四捨五入としている。

※2 平成25年度に実施した免税事業者における課税仕入れ割合の調査をもとに、仕入れに係る消費税による負担増割合を算出したもの

【基本となる手数料率・手数料額について】

- 手数料率については、昭和22年当時より基本となる手数料率は10%とされている。
(臨時賃金を除いた場合は、平成元年より13.465%とされている。)

【参考】改訂後の手数料額

前回(平成9年時)の消費税の引上げ時と同じ考え方により措置した場合、消費税率が8%、10%に引き上げられた際の手数料は、下記の表のとおり。

| | | 現行 | 消費税8% | 消費税10% |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|
| 受付手数料 | 課税事業者 | 670円 | 690円 | 710円 |
| | 免税事業者 | 650円 | 660円 | 660円 |
| 上限制手数料率 | 課税事業者 | 10.5% | 10.8% | 11.0% |
| | 免税事業者 | 10.2% | 10.3% | 10.3% |
| 上限制手数料率 (臨時賃金除く場合) | 課税事業者 | 14.2% | 14.5% | 14.8% |
| | 免税事業者 | 13.7% | 13.8% | 13.9% |

4. 団体ヒアリング概要

- 平成25年11月中に、下記職業紹介事業団体に対して、手数料見直しの対応についてヒアリングを実施。
 - ・ 公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
 - ・ 一般社団法人 日本人材紹介事業協会
 - ・ 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
 - ・ 公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
 - ・ 全国サービスクリエイター協会
 - ・ NPO法人 全国ホテル&レストラン人材協会
 - ・ 公益社団法人 日本全職業調理師協会

- 今回の対応につき、平成9年と同様の措置とする対応については、各団体に説明済み。

- 各団体より、その他にあった主な意見は以下のとおり。
 - ・ 各事業所の話では、外税方式として欲しい、課税と免税を分けるのをやめて統一して欲しいという声もある。
 - ・ 課税事業者の手数料を免税事業者と同じ額にするように紹介先に言われることもあり、課税・免税事業者で取扱いを分けるのではなく、すべて課税事業者と同じ扱いにして欲しいという声もある。
 - ・ 手数料額の算出の際に出る端数について、四捨五入ではなく、切り上げに出来ないか。
 - ・ 求人を出す事業所への説明もあるため、周知は早めに実施して欲しい。
 - ・ 手数料の見直しに合わせたシステムの改修等もあるため、各事業所に早めに周知を行いたい。
 - ・ 求職受付手数料は、売上げに占める割合が大きい事業所も多く、引き続き維持して欲しい。

5. 見直しスケジュール

